

保存樹林制度について

●保存樹林とは、「杜の都の環境をつくる条例」第 19 条に基づき、地域を象徴するランドマークとしての樹林をふるさとの緑として指定し、保全していく制度です。

●保存樹林の指定基準

地域の美観風致を維持するため保存することが必要な樹林（樹木の集団）で、次の要件に該当し、当該樹林に属する樹木が健全で、かつ、当該樹林の樹容が美観上特に優れていること。

- 1)土地の条件：市街化区域及び別に定める区域内であること
 ※別に定める区域とは、次の条件を全て満たす区域
 一)JR仙台駅から概ね半径十キロメートル圏内に存すること
 二)「振興山村地域」に含まれていないこと
- 2)樹林の条件：ア)樹林の樹冠の水平投影面積が三百平方メートル以上であること
 イ)並木をなす樹林の延長が百メートル以上であること

●樹木保存区域

樹林保全のため、次の範囲で保存樹林のある土地の全部又は一部を指定します。

範囲：樹林の樹冠投影面積の範囲です。
 ただし、範囲内に建築物等がある場合には建築物等の建築面積を除きます。

●保存樹林制度の特徴

- ・保存樹林の管理は今までとおり所有者が管理していくことになります。
- ・保存樹林の保全について、所有者と市が協定を締結します。
- ・樹木保存区域内で樹木を伐採したり、建物を建てたりする場合には市への届出が必要となります。ただし、枝を払ったり、下草を刈ったりするなどの管理行為は届出が必要ありません。
- ・樹木保存区域の固定資産税や都市計画税の課税免除などの支援策を受けられます。

●保存樹林を解除するには

指定の要件を欠いた場合（樹冠面積で 300 m²より小さくなった場合）には、保存樹林を解除することになります。

●保存樹林制度についてのQ&A

- Q1：保存樹林になると、どのくらいきちんと管理しないといけないのですか？
 A1：保存樹林だからといってまったく木を伐れないということではなく、保存樹林の管理は、今までの管理の仕方にかまいません。特に隣地との境などは近所の方々の迷惑にならないように管理してください。
- Q2：保存樹林にすると、市ではどんな支援をしてくれますか？
 A2：市と協定を結び、樹木保存区域を指定した場合には、固定資産税等を課税免除します。また、自然災害などで保存樹林が被害を受けた場合や保存樹林が枯れそうな場合には費用の一部を助成します。
- Q3：自宅を増築したいが保存樹林の一部を伐採しないと、どうしても増築できない場合はどうすればいいのか？
 A3：保存樹林なのでできるだけ保全していただきたいと考えています。しかし、建物の配置や敷地の状況などの理由でどうしても伐採しないと建築できない場合には、事前に市に相談してください。なお、建築前※には届出が必要です。
 ※届出は工事に入る 30 日以上前となります。



樹木保存区域(樹冠投影の範囲)

樹木保存区域から除外される部分
(建築物等と重複する建築面積の区域)

